

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和3年2月19日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和3年2月19日（金） 午前10時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前10時00分

開議宣告

会議録署名委員の指名 轟委員（南あわじ市） 岡委員（学校組合）

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前11時40分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長） 浅井 伸 行

（教育委員） 岡 一 秀、轟 孝 博、数田 久美子、山本 真也

《学校組合》

（教育長） 浅井 伸 行

（教育委員） 狩野 時 夫、岡 一 秀、山本 真也、本條 滋 人

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 仲山 和 史、教育総務課長 中村 尚 之

教育次長補兼学校教育課長 大住 武 義、社会教育課長 福田 龍 八、

体育青少年課長 阿部 志 郎

教育総務課係長 佐々木 友 美、教育総務課主査 野上 典 子

6. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第 3号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について
原案可決

議案第 4号 南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正
する規則制定について
原案可決

- 議案第 5号 南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第 6号 南あわじ市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第 7号 南あわじ市指定文化財の指定について（金剛寺石造反橋）
原案可決
- 議案第 8号 南あわじ市指定文化財の指定について（八幡橋）
原案可決
- 議案第 9号 南あわじ市指定文化財の指定について（松帆銅鐸）
原案可決
- 議案第 10号 南あわじ市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について
原案可決

1. 開 会 午前10時00分

2. 教育長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、轟委員をお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、岡委員をお願いいたします。

4. 前回会議録の承認

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、教育委員会定例会と併せて、総合教育会議の会議録も事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会会議録及び総合教育会議会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の教育委員会会議録及び総合教育会議の会議録は原案のとおり承認することに決定しました。

5. 教育長報告

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

まず、(1) 幅広い世代の読書推進についてですが、次年度当初予算も関係しています。「学ぶ楽しさ日本一」を進めていく中で、基本は読解力が大切であると考えています。学校、図書館、公民館で既に行っている取り組みをさらに推し進めるために、来年度は読書活動推進員を1名、市立図書館に配置し、活動の推進を図っていくとともに図書館と学校の連携も促進していきます。推進員は元校長先生にお願いする予定です。

来年度は、ネット教育センターの一環として、総合型校務支援ソフトが全学校に導入され、本格活用が始まります。これによって、教育の資質向上と教員の負担軽減を目指していきます。また、ネット上の教育センターに対して物理上の教育センターとして、三原志知小学校跡に教育センターを設置するための設計費を来年度予算に計上する予定です。この教育センターでは、学校のみならず社会教育、地域とも連携し、教員の自主研修、防災教育拠点、子育てや不登校対応の拠点として、NPO法人の協力を得て、ネット教育センターと一体となった取り組みを行っていきたいと考えています。

次に、(2) 中学校における部活動についてですが、生徒数の減少に伴い、部活動も縮小され、生徒のニーズが部活動に反映されにくい状況になりつつあります。特に部員の少ない特殊な部活動をいかに存続させるかということが、今後の大きな課題であろうと思います。

最後に、(3) 情報の発信についてですが、市長から「学ぶ楽しさ日本一」の情報発信の方法が課題として挙げられています。現在、「学ぶ楽しさ日本一」専用のホームページは作成しつつありますが、インターネット上の情報は、関心がないとその情報を探し出そうとはしないため、なかなかホームページだけでは情報発信しにくい部分もあります。そこで、学校に対して、スクールチャレンジ事業等の写真を各地区の公民館に掲示し、順次掲示を更新していくよう依頼しています。公民館を訪れた方の目にとまり、「学ぶ楽しさ日本一」の取り組みを見て知っていただけるよう対応しているところです。

以上で教育長報告とさせていただきますが、この件に関してご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

6. 議 事

【浅井教育長】 次に、「議事」に移ります。

「議事」につきましては、南あわじ市教育委員会議案8件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第3号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第3号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を議題といたします。

この議題につきましては、南あわじ市議会3月定例会にて提案を予定しております教育委員会関連議案6件が対象となっております。

それでは、提案理由の説明を求めます。

【仲山次長】 それでは、議会の議決を経るべき事件の議案について順に説明させていただきます。私からは、「令和2年度南あわじ市一般会計補正予算（第12号）」についてご説明申し上げます。

（ 「令和2年度南あわじ市一般会計補正予算（第12号）（教育委員会関係抜粋）」より説明 ）

【仲山次長】 続きまして、「令和3年度南あわじ市一般会計当初予算」についてご説明申し上げます。

（ 「令和3年度南あわじ市一般会計予算書（教育委員会関係抜粋）」より説明 ）

【中村課長】 次に、「令和3年度版 南あわじ市事業概要説明書（教育委員会抜粋分）」の資料をもとに、課ごとに説明させていただきます。

（ 教育総務課所管事業について説明 ）

【大住次長補】 続きまして、学校教育課関係分について説明させていただきます。

（ 学校教育課所管事業について説明 ）

【福田課長】 続きまして、社会教育課関係分について説明させていただきます。

(社会教育課所管事業について説明)

【阿部課長】 最後に、体育青少年課関係分について説明させていただきます。

(体育青少年課所管事業について説明)

【阿部課長】 続きまして、「南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。この条例の一部改正は、施設使用料について30分間当たりの使用料を定めることにより利用者の利便性を高めるもの、その他所要の改正を行うものです。

次に、「南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。この条例の一部改正は、施設使用料について30分間当たりの使用料を定めることにより、利用者の利便性を高めるもの、南あわじ市文化体育館のサブアリーナに空調設備を新設したことによる別表改正、冷暖房費を定めるものその他所要の改正を行うものです。

次に、「南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。この条例の一部改正は、30分間当たりの使用料を定めること及び開設期間の限定を廃止することにより、利用者の利便性を高めるもの、その他所要の改正を行うものです。

この3件につきましては、附則で条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

【福田課長】 最後に、「南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。

この条例の一部改正は、丸山地区公民館の改修工事により、新設又は改修された会議室等の名称及び使用料について、所要の改正を行うものです。なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

以上で議案第3号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」の関連議案6件のご説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第3号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第3号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第4号

「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第5号

「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」及び同じく議案第5号「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【大住次長補】 この2つの議案につきましては、どちらもALTの就業に関する規則となっております。議案第4号はJETプログラムという国からの派遣による外国語指導助手に関するものであり、議案第5号は、市内に在住する外国人の方による指導助手を指しています。この規則改正は本来であれば、令和2年4月1日の会計年度任用職員制度の施行に合わせて改正するべきものでしたが、外国語指導助手が会計年度任用職員に該当するという認識がなかったために、現時点での規則改正となっております。改正内容は2議案とも同じ内容で、最初の任用後から継続する期間における報酬の額、期末手当を支給しないこと、年次有給休暇は会計年度任用職員の規則に定めるところにより取得することを明記しました。なお、この規則の施行期日は附則で遡り、令和2年4月1日から適用するとしております。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。
お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決します。
南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」及び同じく議案第5号「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。
よって、南あわじ市教育委員会議案第4号及び第5号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第6号

「南あわじ市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

【大住次長補】 この規則の一部改正は、学校給食費徴収管理に関し、教員の業務負担の軽減を図るため、小学校児童の給食費を一本化するに伴うものです。附則で施行期日を令和3年4月1日と定めています。小学校給食費一本化の経緯としましては、令和2年6月、南あわじ市学校給食総会の書面決議により、給食費の値上げが協議され、

小学校低学年 253 円、高学年 255 円のところを、小学校 258 円に統一することとなりました。当初は牛乳・米・副食にかかる食材費がここ 5 年間に於いて大幅に値上がりしたことから、給食費の増額はやむを得ないという状況であったところに、教職員の負担軽減も勘案して統一されたものです。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第 6 号「南あわじ市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第 6 号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第 7 号

「南あわじ市指定文化財の指定について（金剛寺石造反橋）」

○南あわじ市教育委員会議案第 8 号

「南あわじ市指定文化財の指定について（八幡橋）」

○南あわじ市教育委員会議案第 9 号

「南あわじ市指定文化財の指定について（松帆銅鐸）」

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第 7 号ないし議案第 9 号「南あわじ

市指定文化財の指定について」（金剛寺石造反橋）（八幡橋）（松帆銅鐸）の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【福田課長】 本件は、本年度、南あわじ市文化財保護審議会において答申を受けた有形文化財3件の市指定についてであります。

議案第7号の「金剛寺石造反橋」は、建造年や寄進者や寄進額が明確に確認できる、淡路島内で唯一の石橋で、江戸時代末期、嘉永2年の紀年銘がある貴重な建造物です。

議案第8号「八幡橋」は、石材の材料力学を応用した、総花崗岩造りの石造アーチ橋で、地元では太鼓橋とも眼鏡橋とも呼ばれています。皇居の二重橋よりも10年ほど早く建造された明治時代初期の貴重な建造物です。

議案第9号「松帆銅鐸」は、弥生時代前期から中期の銅鐸7点です。内訳は菱環鈕2式銅鐸1点、外縁付鈕1式銅鐸6点と舌7本が一括で発見されております。すべてに舌を伴った銅鐸は全国でも2例目であり、全国的に見ても非常に貴重な考古資料です。

以上の理由から、これらの3件は、淡路島の歴史及び鑑賞上、学術上の価値が高い文化財と認められるので、市指定をし、保護していく必要があるものと考えます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第7号ないし議案第9号「南あわじ市指定文化財の指定について」（金剛寺石造反橋）（八幡橋）（松帆銅鐸）を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第7号ないし第9号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第10号

「南あわじ市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について」

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第10号「南あわじ市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【中村課長】 本計画については、令和元年6月、障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体の任命権者は厚生労働大臣が作成する指針に即して、障害者である職員の職業生活における活躍を推進する取り組みとして「障害者活躍推進計画」を作成し、公表することが義務付けられたため、策定するものです。

計画期間を令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とし、障害者雇用における課題、計画における数値目標、障害者の活躍を推進する体制整備・職務の創出・環境整備、計画等の公表について明記しております。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第10号「南あわじ市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第6号は原案のとおり決定されました。

7. 協議及び報告事項

【浅井教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（2月）の報告について

【浅井教育長】 まず、「南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（2月）の報告について」、事務局より説明をお願いします。

【中村課長】 2月17日に開催されました、令和3年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会において可決されました「令和2年度一般会計補正予算（第4号）」及び「令和3年度一般会計予算」について説明させていただきます。

こちらにつきましては、先月1月21日の教育委員会定例会の時点では予算が確定していなかったため、教育長決裁させていただき、この度内容をご報告させていただきます。

(「令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第4号）」より説明)

(「令和3年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算書」より説明)

【仲山次長】 また、2月17日の学校組合議会定例会では、2名の議員から一般質問がありましたのでご報告させていただきます。通告内容につきましては、「通学路の安全について」と「GIGAスクール構想について」でありました。質問の詳細については資料を配付しておりますのでご確認をお願いいたします。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 規則等の廃止について

【大住次長補】 「南あわじ市立幼稚園保育料等の免除措置に関する規則の廃止」及び「南あわじ私立幼稚園保育料等減免支援補助金交付要綱の廃止」を報告します。

これらの規則等につきましては、令和元年10月から国の施策により、3歳児以上の保育料が無償化となり、それにより南あわじ市独自の施策として取り組んできた3歳児以上保育料無償事業の必要性がなくなったことにより、要綱の廃止をするものです。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(3) 令和3年度教育方針について

【浅井教育長】 続きまして、「令和3年度教育方針について」、事務局より説明をお願いします。

【大住次長補】 お手元に教育方針(案)の冊子を配付しておりますのでご覧ください。

令和2年度の教育方針冊子については、南あわじ市教育振興計画(第2期)の開始年度であることから、その概要をきっちり伝えることが目的でした。令和3年度の教育方針の冊子は、誰もが見やすくポイントがわかるようにするため、写真を表表紙に多く配置し、裏表紙には「学ぶ楽しさ日本一」の概要が一目でわかるようにしています。

中を見ていただくと、教育振興基本計画の施策体系表を掲載し、体系表の中の「基本的方向」「重点目標」は計画5年間の中で変わることはありませんが、「主な取り組み」では、特色ある取り組みや令和3年度で重点的に取り組む項目に印をつけています。また、重点的に取り組む項目については、その事業内容を説明し、令和3年度で取り組む内容について明確にしています。現時点ではまだ案の段階ですが、このような方向性で作成していきたいと考えております。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(3) 令和2年度卒業式について

【浅井教育長】 続きまして、「令和2年度卒業式について」、事務局より説明をお願いします。

【大住次長補】 教育委員にご出席いただく卒業式については、事前に日程をご連絡させていただいておりますが、ご都合が悪くなりましたらご連絡いただければと思います。

なお、この度の卒業式では告示を掲示することになりますので、卒業式の間、発言していただくことはありませんが、コロナ禍の中での対応としてご理解いただければと思います。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(4) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【浅井教育長】 「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧置き願います。

8. その他

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。
何かございませんか。

○轟委員の任期満了について

【中村課長】 本日ご出席の轟孝博教育委員につきましては今年3月30日をもちまして任期満了となり、翌日31日からは新たな教育委員を今期3月の南あわじ市議会定例会に上程することとしております。

轟委員につきましては、平成25年3月31日から2期8年と長期にわたり南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合の教育委員会を支え、また時にはけん引して頂きました。この間、抜群の教育センスに加え圧倒的な行動力と人脈で教育行政に

おきまして多くの輝かしい業績を残されております。

本日の教育委員会定例会はそんな轟委員にとりまして最後の定例会となっておりますことを皆様方にご報告申し上げると共に、ここで浅井教育長から轟委員へこれまでのご尽力に対してのお礼と今後のご活躍を祈念いたしましてお言葉をお願いしたいと思っております。

【浅井教育長】 轟委員におかれましては、2期8年の長きにわたりご尽力いただいたことに改めて感謝申し上げたいと思っております。地元や市内の状況を教育委員会へ伝えていただき、教育委員会の方向性を示唆していただきました。また、様々な教育委員会の行事の中でも、特に、近畿高校駅伝は轟委員の存在なくしては実現していなかっただろうと思っております。委員の陰ながらのご尽力のたまものだと思っております。近畿高校駅伝については、轟委員の意思を受け継いで今後も大事に育てていきたいと思っております。轟委員は、教育委員という立場では一旦区切りをつけていただきますが、今後もこれまで以上にご尽力いただけたらと思っております。今後ともお体に気を付けてお過ごしください。本当にありがとうございました。

【中村課長】 続きまして轟委員よりご挨拶をお願いしたいと思います。

【轟委員】 2期8年はあっという間に終わった気がします。最初に教育委員をお受けするにあたっては、前市長からのお話をいただいたことがきっかけでした。1期目が終わるころには、南あわじ市が近畿高校駅伝の開催地となったこともあり、前市長より教育委員を続けてほしいとの言葉がありましたので、2期目を受けることになりました。思えば8年間の中では様々なことがありましたが、大変残念で心残りに思うこともありました。また、教師時代は義務教育には携わっておりませんでしたので、皆様にいるろいろ教えてもらいながらなんとかやって来れたと思っております。今後もますます教育委員会が仲良く市の教育の中心となっていけることを願ひまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【中村課長】 轟委員の益々のご健勝、ご活躍を皆様方と共にご祈念申し上げたいと思っております。

○5月の教育委員会定例会の日程について

【中村課長】 5月の教育委員会定例会については、日程調整の結果、5月17日（月）午前10時から第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【浅井教育長】 他にご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので、「その他」を終了します。

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合
教育委員会合同定例会を閉会します。

9. 閉 会 午前11時40分